

## クライנגアルテン妙高 短期利用 について

これまでのモニター利用は廃止となり、令和8年4月1日から新設される制度です。

令和8年2月5日

### 1. お申込みにあたって

#### (1) 制度の目的

本制度は、妙高市への移住定住希望者、クライングアルテン妙高の利用希望者を対象として、通常1年単位で利用契約するクライングアルテン妙高を、1ヵ月間での短期間で貸し出すことにより、施設利用や妙高暮らしのお試しができる制度です。

#### (2) 利用期間

1利用あたり最長1ヵ月以内（月の初日から末日までを1ヵ月とし、月をまたいでの利用はできません）

#### (3) 利用人数

2名以上（2組以上の家族またはグループ）

※利用契約書には利用代表者と連帯保証人の2名の自署、押印が必要です。

※利用者は利用代表者及び申請書に記載ある人とし、利用者は年に1回のみ利用可能とします。虚偽が発覚した場合は利用の取消の対象となります。

#### (4) 料金

##### ①利用料金

- ・4月～11月：50,000円（税込）
- ・12月～3月：57,000円（税込）

##### ②その他料金

- ・光熱水費基本料金 8,500円（税込）※変更があった場合変動します。
- ・共益費 900円（税込）
- ・保証金 10,000円（破損、紛失等が無ければ退去時に返金します）
- ・退去時に光熱水費を使用量に応じてお支払いいただきます。

#### (5) 利用の制限

次のいずれかに該当すると判断された場合、申請書を受理できませんのでご了承ください。

- ①公の秩序や善良な風俗を乱す恐れ、暴力団を利する恐れがあると認められるとき
- ②施設や附属設備、備品等を汚損、損傷、滅失する恐れがあると認められるとき
- ③妙高市に住所を有するとき
- ④申請内容に虚偽があると認められるとき
- ⑤同一年度内（4月～3月）に一度利用していると認められるとき

#### (6) 入居・退去手続きができない日について

年末年始（12月29日～1月3日）は休業のため、お問い合わせを含む一切の入居・退去手続きができません。その他臨時の休業日、他業務のため対応できない日がありますので、入退去の日程について事前にご相談いただきますようお願いいたします。

## 2. 利用する施設について

### (1) 利用施設

クラインガルテン妙高 11号棟・15号棟

### (2) 設備・備品

#### 【設備】

キッチン、風呂、トイレ、洗面所、IHクッキングヒーター、プロパンガス給湯器

#### 【備品】

冷蔵庫、調理器具（鍋、フライパン）、食器、テーブル、掃除機、洗濯機、テレビ、電子レンジ、炊飯器、エアコン（2～3名利用を想定した内容になります）

※その他詳細は備品リストを参照ください

#### 【通信設備】

Wi-fi（※令和8年4月以降に導入予定ですが時期は未定です）

#### 【その他】

※寝具はご持参いただくか、寝具店等からレンタルいただく必要があります。レンタルご希望で、寝具店等がご不明な場合はお問い合わせください。

※その他の物品は、必要に応じてご持参ください。

## 3. ご利用の流れ

### (1) お申込み

#### ①事前確認

事前に利用希望月の空き状況の確認をお願いします。

#### ②申込み受付期間

利用開始月の4カ月前にあたる月の1日から、その月の末日とし、複数の場合は抽選となります。その後、先着順にて受け付けます。申請から利用開始までの手続きに10日程度かかる場合がございますのでご了承ください。

#### ③必要書類

・妙高市滞在型市民農園短期利用 許可申請書

※様式はホームページからダウンロードいただくか、お電話・メール等でご請求ください。

#### ④申込先・申込方法

・申込先（一社）妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会 ※連絡先は最下段に記載

・申込方法 郵送、FAX、メールで申請書を送付ください。

### (2) 利用決定、契約手続き

申請書受理後、募集期限を過ぎましたらご利用が決定します。（希望者多数の場合は抽選になります。）ご利用決定後の手続きは次のとおりです。

・利用決定の通知（通常メール等でご連絡いたします）

・手続き書類の送付（利用契約書、利用料金お支払いのご案内等一式を郵送します）

・期日までに利用料金のお支払いの上、契約書を返送ください。

※契約に必要なもの ◎利用代表者及び連帯保証人の身分証明書（写し）

### (3) 入居・退去手続きの当日

#### ①手続き対象者

入居及び退去の手続きは必ず利用代表者で行います。共同利用者、代理人による手続きは不可となりますので予めご了承ください。

## ②手続きの場所

ハートランド妙高（住所：新潟県妙高市関山6186-1）

## ③手続きの時間

【入居時】 9：00～16：00 ※月の初日の場合は13：00～16：00

【退去時】 9：00～16：00 ※月の末日の場合は9：00～11：00

## ④必要な物

【入居時】 事前に取り交わした利用契約書

【退去時】 光熱水費の清算金（現金）

## ⑤料金の支払い

### 【入居時】

利用料金、光熱水費基本料金、共益費、保証金を入居開始日の前日までに指定の口座にお振込み下さい。

（土日祝日の場合はその前日となる銀行営業日）

### 【退去時】

光熱水費の使用量相当分をお支払いいただきます。

（参考料金：平均で冬季10,000円～20,000円程度、夏季5,000円～10,000円程度、使用頻度によって大きく変動いたしますので目安としてください）

## ⑥入居時説明

施設の利用方法に関する説明や、退去時の注意事項などについて説明します。

## ⑦退去日の決定

ご希望の退去日の5日前までに事務局にご連絡下さい。連絡が無い場合ご希望の日に手続きができませんので予めご了承ください。連絡が無い場合は期間の最終日とします。（月末の場合は9時～

## ⑧退去時の確認

退去時には借りた状態への原状回復をお願いします。具体的には整理整頓やお掃除になります。退去時に清掃等がされていない場合は、清掃をお願いさせていただきます。

## ⑨施設の破損、備品の紛失について

ご利用中に破損や紛失があった場合は管理事務所に申し出てください。ご自身での修復や備品購入はしないでください。また、退去時に破損や備品の紛失があった場合は、その費用を弁償いただく場合がございますので、予めご了承ください。

## 4. 利用条件

### (1) 施設の原状回復をすること

利用終了時、清掃等を行い、施設を利用前の状態へと復元してください。終了時の確認の時までに、入居時を基準にして、汚れなどが無いように入念な清掃をお願いいたします。利用者によって現状復帰ができない事案が発生した場合は、現状復帰に係る費用、又はこれに相当する費用が利用保証金10,000円を超える場合は、不足する金額を請求します。

### (2) 施設や附属設備、備品等の汚損、損傷、滅失につながる行為をしないこと

### (3) 騒音、悪臭、振動等により、周辺地域に迷惑を及ぼさないこと

### (4) 施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸をしないこと

### (5) アンケートの提出

利用終了時、短期利用について、アンケートへのご協力をお願いいたします。

(6) 入居時の状態

入居時は、前利用者による清掃実施の状態にてお渡しいたします。ハウスクリーニングや消毒作業は行っておりません。

(7) ペットについて

犬、猫、その他哺乳類、爬虫類などのペットの持ち込みは禁止です。

ルールに反しペットを屋内に持ち込み、施設に汚損等が発生した場合は、修復のための費用と、修復の作業によって次月以降の利用料に損失が生じた場合の営業保証金等を請求する場合があります。

## 5. お申し込み後のキャンセル、利用の取り消しについて

(1) キャンセルの連絡期日

①利用月の初日の3日前までにご連絡ください。(受理に数日かかる場合があるため)

②利用月の前月の末日までにキャンセルの申し出を受理できなかった場合は、返金はできませんので予めご了承ください。

(2) 利用の取消しについて

次のいずれかに該当する場合、利用停止または許可を取消す場合があります。この場合、利用者に生じた損害について、管理者はその責任を負いません。

①偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき

②利用に関する条例、諸規定に違反したとき

③災害その他の事故により施設が利用できなくなったとき

(3) 施設利用料金の還付について

①天災、修繕等、利用者に責任がない理由によって施設が利用できなくなった場合、利用することができなくなった日数分(理由が発生した日は除く)に相当する利用料金を還付いたします。

②光熱水費、共益費は還付の対象外です。

③還付を受けようとする場合は、届出が必要となりますので管理者までご連絡ください。

## 6. 損害賠償等について

故意または過失により、施設や附属設備、備品等に汚損、損傷、滅失が生じた際は、原状回復に係る費用を弁償いただきます。併せて、届出が必要となりますので管理者へ申し出てください。

## 7. ごみ処理について

滞在中のゴミ処理については、妙高市指定のごみ処理方法に従い処理してください。処理方法は、分別方法や排出日を明記したカレンダーを設置していますので利用時にご確認ください。現地で処理できないものはお持ち帰りとなります。

## 8. 冬期間のご利用について (12月から3月)

①降雪時、ラウベ前面の道路は道路除雪車による除雪作業が入ります。車や物品等が置いてある場合は除雪車による除雪が出来ない場合がありますので、お車は敷地内又は共同駐車場に駐車するようお願いいたします。

②ラウベ入口やシャッター前面の除雪作業は利用者が除雪してください。できない場合は有料サービスにて対応可能です。

③2日以上施設を空ける場合は、水道の凍結防止を実施してください。凍結による破損があった

場合は、修理代金をご請求いたします。※実施方法は別紙のとおり

- ④屋根雪の落雪にご注意下さい。ラウベの屋根は自然落下式の屋根のため、降雪があった場合屋根に積もった雪は落下します。その為、落下方向の屋根の下へは危険ですので立ち入らないでください。また、降雪量が多い場合は予期しない方向に落下する可能性もございますので、建物近くの移動には十分にご注意いただくとともに、車はシャッターの中、又は共同駐車場に駐車するなど、対策を講じてください。
- ⑤その他、豪雪地のため冬季は特に気を付けなければならない事がありますので、事前にご確認の上ご利用下さい。(例：地吹雪、低温、大雪、降雪による穴や川などが隠れる、雪崩、堆雪場等での埋没、落雪、落雷、雹、雪害による停電、路面凍結など)

## 9. 野生動物について

クラインガルテン妙高周辺は自然が豊かなため野生動物も多く生息しています。野生動物の習性等を知り事故やケガに合わないよう十分ご注意ください。

- ①熊 → 生ごみや農作物を食べに来ます。ばったり出会うと襲われる危険があります。  
(他にイノシシ、シカ、キツネ、タヌキ、カラスなどの野生動物も生息しています。)
- ②蜂 → スズメバチやアシナガバチなどが巣をつくります。建物にも巣をつくります。低所であれば管理人が駆除できますが高所は薬剤が届きません。近寄らないよう十分ご注意ください。
- ③蛇 → 草むらや物陰に潜んでいる場合があります。特に毒を持ったマムシ、ヤマカガシにかまれた場合は、可能な範囲で噛まれた蛇の写真を撮る事や色や模様等の特徴を覚え、大至急救急車を呼び、医師の処置を受けてください。
- ④鳥 → 春から夏にツバメやスズメが巣をつくります。巣の下に大量の糞をされるので、ネットで入り口を塞ぐことや、産卵前に巣を撤去するなど対処が必要です。
- ⑤その他 他に毒を持った毛虫やカメムシ、ハエなどの不快な虫、とげや毒のある植物もあります。必要に応じて調べる等危険に対する知識を身につけることで、未然に被害を防ぐ可能性が高まります。

適用 記載の内容は令和8年4月1日ご利用分より適用になります。

## お申込み・お問合せ

■管 理 者	一般社団法人 妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会
■管 理 事 務 所	ハートランド妙高 (妙高山麓都市農村交流施設)
■住 所	〒949-2235 新潟県妙高市関山6186番地1
■開 館 時 間	9時～17時
■休 館 日	12月29日～1月3日
■連 絡 先	TEL : 0255 (82) 3935 FAX : 0255 (82) 3936 E-mail : info@myoko-gt.com
■ホームページ	<a href="https://myoko-gt.com/kleingarten/">https://myoko-gt.com/kleingarten/</a>